生徒指導部

学校生活のきまり

次の各項目は、生徒の基本的生活基準を示したものであって、その精神をよく理解し、本校生としての誇りを失わず、規律ある充実した学校生活を送るように努めなければならない。

1 登下校について

① 遅刻は８時３５分（ＳＨＲ開始時）より、カウントする。
② 「入室許可証」は８時５０分から発行する。（本館２Ｆ生徒指導室）
③ 生徒指導室で許可印をもらい、教室で教科担当の先生に提示し、終礼時クラス担任に提出する。
④ 特に用事のない生徒は 17 時完全下校とする。ただし、学習やクラブ活動を目的として教員の許可を得て居残る場合は、その限りではない。
⑤ 土曜・日曜・祝日は教員の指導のもとで学習やクラブ活動を目的として登校する生徒以外は登校禁止。
⑥ 原則として乗用車（単車含む）等での送迎は禁止。（正門前の道路狭く、交通量も多く、住宅地への出入り口であるため、交通事故の防止と他の自動車の迷惑を考慮）
※ただし、ケガ等による特別な場合を除く。
⑦ 単車及び自動車による通学は一切禁止。（通学でなくても、制服着用での単車乗車は禁止。）

2 マナーについて

① 通学中や校内において先生・来校者などに会った時は挨拶する。また、生徒間でも挨拶を交わす。
② 室内で、帽子・コート・ジャンパー・マフラー・手袋等は着用しない。
③ 自転車・歩行者とも、交通ルール・マナーを守り、安全に心がけて登下校すること。
※万が一事故に遭った場合は、必ず相手方の連絡先（名前・住所・電話番号等）を控え、保護者・担任に報告すること。また場合によっては警察に連絡すること。

3 自転車通学について

本校では、許可を受けていない生徒の自転車通学は認めない。自転車には必ずステッカーを貼り、許可を受けていることを明確にすること。泉ヶ丘駅・金剛駅等最寄り駅からの自転車使用は、駅周辺の駐輪場を借りることが条件である。駅を利用する一般の人に迷惑がかからないように留意すること。

通学に際しては、通行人や他の交通機関の迷惑にならないよう十分注意し、安全のためにも次の事項を必ず守ること。

1．常に整備された自転車に乗ること（定期点検）
ブレーキ・ライト・鍵・チェーン等の点検

2．交通規則の遵守
以下の行為は禁止する（厳守）
① 2列以上での走行（並列走行の禁止）
② 2人以上乗車（2人乗りの禁止）
③ 片手走行（運転）特に、携帯電話を使用しながらの走行
④ 雨天時に傘をさしての走行（雨カッパ・レインコートを使用する）
⑤ 車道の右側を走行（逆走の禁止）
⑥ 一時停止違反
⑦ 猛スピードでの走行（特に下り坂）
⑧ 泉北中央線・泉北1号線の走行（条例）
⑨ 違法自転車の使用・改造自転車の使用
⑩ ヘッドフォン（イヤホン）をつけて、音楽等を聴きながらの走行
⑪ その他信号無視等の交通法規を破る行為

3．駐輪場について
自転車は必ず指定された学年の場所に置くこと。車間を開けすぎないように同じ方向に整然と置くこと。

4 学校生活について

① 校舎内では指定のスリッパを着用し。校舎外へは下足に履き替える。また学校備え付けスリッパの使用禁止。
② 校内の施設・設備の使用に当たっては、担任やクラブ顧問に申し出て、管理責任者の許可をうける。
③ 学校の備品は慎重に取り扱い、破損、汚損、紛失した場合はすみやかに担任に届け出ること。なお、自己過失の場合は弁償することになる。
④ 教室内や更衣室等に教科書や私物を放置しない。
⑤ 貴重品、金銭は常に身に着け管理に十分留意する。
⑥ 個人ロッカーは施錠を厳重にし、常に整理整頓のうえ清潔に保つこと。また他人のロッカーに、むやみに触れない。
⑦ 授業・部活動等に不必要なものは持ってこない。
⑧ 校舎校庭は常に美化し、清潔を心掛け、整頓に努める。掃除当番は割り当てられた場所を清掃し、必ず監督の先生に点検を受ける。

5 身だしなみについて

その人の教養・人格があらわれるのは、まず身だしなみである。堺東高生としての誇りをもって整えよう。

① 頭髪について

◇常に清潔が感じられる髪型とする。

奇抜な髪型（モヒカン等）は指導対象となるので留意すること。

◇染色・脱色・パーマ・カツラ・つけ毛等は禁止。

◇くせ毛、赤毛等である生徒は、入学時に「地毛申請」を提出すること。

※上記のことが守られていない場合、「元の状態」に戻るように、美容院等の専門店での処置を求めることがある。また、学校生活上、「元の状態」がわかる写真等の提出を求めることがある。

② 制服について（すべて本校指定のもの）

◇冬服（ブレザー）着用期間：11 月 1 日～始業式

◇合服・夏服（セーター・ベスト）：始業式翌日～10 月 31 日

※但し、1 年次生は着用に慣れるため 4 月 30 日までブレザーを着用する。

合服と夏服の境目はない。

〈組み合わせ方〉

◇冬服＝長袖カッター・ブレザー・スカート・スラックス

〈ネクタイ・リボンは必須〉

◇夏服＝半袖カッター・スカート・スラックス

〈ネクタイ・リボンは着けなくてもよい〉

◇合服＝半袖でも長袖でもセーター着用時

〈ネクタイ・リボンは必須〉

半袖でのベスト着用時

〈ネクタイ・リボンは着けなくてもよい〉

制服

本校指定のブレザー、スカート、スラックス、カッターを着用。

セーター及びベスト

本校指定のセーター及びベストを着用。

その他

◇スカートの丈を改造して、制服を故意に変形させないこと。

◇スカートからはみ出るジャージ、ハーフパンツ等の着用禁止。

◇寒さ対策やファッションで、スカートの下にアウターとなる（それ単体で使用で

きる）ジャージやレギンス、トレンカ等の着用禁止。インナーとして販売されているものは着用を認める。但し、華美でないもの（原則として黒・紺色）とする。

③ 装飾品について

装飾品（指輪・ネックレス・ピアス等）の着用禁止。

④ 通学靴・靴下について

◇登校は靴とし特に指定しないが、制服を考えて適したものを使用し、草履（スリッパ）等のかかとのないものは禁止。

◇靴下（パンスト）は華美でないもの（原則として白・黒・紺色）とする。

⑤ 防寒着について

◇防寒着の着用は通学時のみとし、校舎内では着用禁止。

◇必ずブレザーの上から着用すること。

◇華美でないものに限る。

◇マフラー、手袋の着用を認める。

6 携帯電話について

携帯電話の使用については細心の注意を払うこと。特に授業時、考査時には電源を切りカバンの中にしまうこと。着信音による授業妨害にならないように各自で学習環境の確保に努めること。

また、校内への持ち込みに関しては、高価なものであることから紛失や破損等の無いよう自己管理を徹底すること。

尚、以下の行為は禁止する。

① 授業時（ＳＨＲ・ＬＨＲ・集会）および清掃活動時の使用

② 歩きながら又は自転車に乗りながらの使用（歩きスマホなど）

③ 音を出す行為（通話・着信音・音楽・ゲームの効果音など）

④ 大声での通話

⑤ その他、道徳に欠ける使用など周囲の人に迷惑となる行為

※利用マナーが守れず、常識的な判断ができなければ使用禁止

7 学校外の生活について

① 常に本校生徒としての立場を自覚し、良識ある行動を心掛けること。

② 飲酒・喫煙・賭博等、法に触れる行為は厳に慎むこと。

③ 旅行等の任意の行事については、周到な計画をたて、保護者の承諾を得ること。

④ アルバイトは極力しないこと。やむを得ないときは保護者とよく相談し承諾を得ること。

服装規定　冬服について

男子

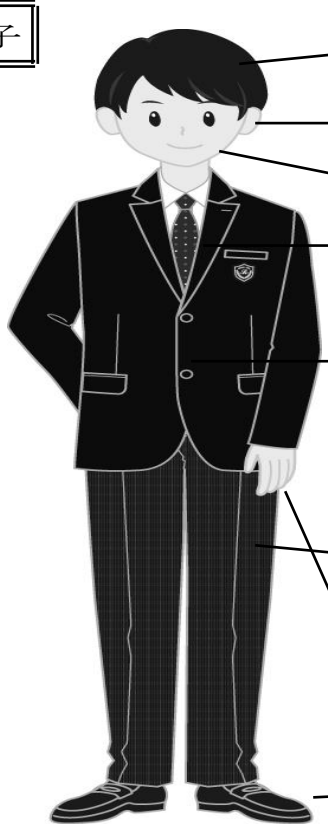

パーマ・染色・脱色等は不可

ピアス・ネックレス等、装飾品は不可

化粧(色付きリップ含む)は不可

ネクタイは規定のものを着用・アクセサリーは不可

本校制定のカッターシャツ（刺繍の入っているもの）を着用

シャツ出し・ズボンを下げて履くのは不可

男女とも、指輪・マニキュアは不可

草履（スリッパ）等のかかとの無いものは不可

女子

パーマ・染色・脱色等は不可

ピアス・ネックレス等、装飾品は不可

化粧（色つきリップ）は不可

リボンもしくはネクタイは規定のものを着用

アクセサリーは不可

本校制定のカッターシャツ（刺繍の入っているもの）を着用

スカートの長さを変えることは不可

スカートの下にジャージ等不可

（スカートの長さの基準はひざ頭がかくれる）

草履（スリッパ）等のかかとの無いものは不可

＊冬服着用期間（11 月 1 日より始業式まで）以外は男女ともカッターシャツの上に本校指定のセーター・ベストを着用して登下校しても良い。
＊女子スラックスは、男子スラックスに準ずる。
＊防寒着は必ずブレザーの上から着用すること。

服装規定　夏服について

男子

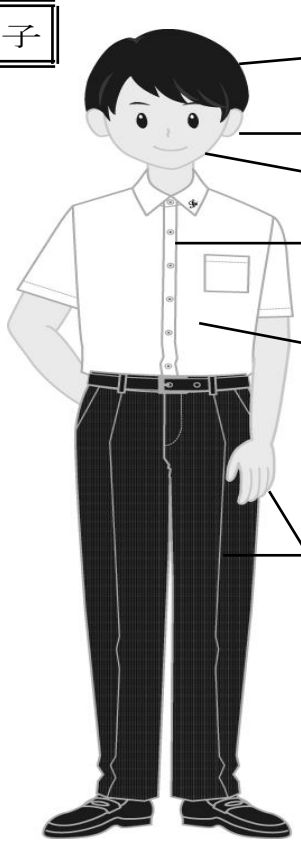

パーマ・染色・脱色等は不可

ピアス・ネックレス等、装飾品は不可

化粧(色付きリップ含む)は不可

ネクタイ着用可・アクセサリー不可

本校制定のカッターシャツ（刺繍の入っているもの）を着用

シャツ出し・ズボンを下げて履くのは不可

男女とも、指輪・マニキュアは不可

草履（スリッパ）等のかかとの無いものは不可

女子

パーマ・染色・脱色等は不可

ピアス・ネックレス等、装飾品は不可

化粧（色つきリップ）は不可

リボン・ネクタイ着用可・アクセサリーは不可

本校制定のカッターシャツ（刺繍の入っているもの）を着用

スカートの長さを変えることは不可

スカートの下にジャージ等不可

（スカートの長さの基準はひざ頭がかくれる）

草履（スリッパ）等のかかとの無いものは不可

＊きちっとした服装で、きちっとした高校生活を

服装規定　セーター・ベスト着用時について

男子

パーマ・染色・脱色等は不可

ピアス・ネックレス等、装飾品は不可

アクセサリー不可

本校制定のカッターシャツ（刺繍の入っているもの）を着用

シャツ出し･ズボンを下げて履くのは不可

男女とも、指輪・マニキュアは不可

草履（スリッパ）等のかかとの無いものは不可

女子

パーマ・染色・脱色等は不可

ピアス・ネックレス等、装飾品は不可

化粧（色つきリップ）は不可

アクセサリーは不可

本校制定のカッターシャツ（刺繍の入っているもの）を着用

スカートの長さを変えることは不可

スカートの下にジャージ等不可
（スカートの長さの基準はひざ頭がかくれる）

草履（スリッパ）等のかかとの無いものは不可

セーター・ベストは必ずしも着用する必要はない。気候に合わせて着こなすこと。